

青森県報

第六百九十五号

令和五年
十二月四日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……四
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……六
- 右 同……………(同) ……七

告 示

- 右 同……………(同) ……七
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……八
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……八
 - 右 同……………(同) ……八
 - 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(港湾空港課) ……九
- 公安委員会
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) ……九

青森県告示第六百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

事業名称	事業者	事業所	指 定 日	
中部上北広域事業組合	主たる事務所の所在地 上北郡七戸町字蛇坂五五の八	名 称 公立七戸病院訪問看護ステーション	所在地 上北郡七戸町字影津内九八の一	令和五・八・一

青森県告示第六百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮下 宗一郎

変更後	変更前	区分名	所在地	変更年月日
おき薬局	有限会社おき薬局		むつ市柳町一丁目二の二四	令和五・〇・一

青森県告示第六百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮下 宗一郎

区分名	事業所	事業所	変更年月日
主たる事務所の所在地	事業所	事業所	

変更後	変更前	変更後	変更前
仁会医療法人幸	仁会医療法人幸	十和田市東十三番町一八の一	十和田市東十三番町一八の一

変更後	変更前	変更後	変更前
仁会医療法人幸	仁会医療法人幸	訪問看護ステーションみちのく	訪問看護ステーションみちのく
十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	十和田市稲生町四の二三第一田中ビル二階	十和田市稲生町四の二三第一田中ビル二階
令和五・五・一	令和五・五・一	令和五・五・一	令和五・五・一

青森県告示第六百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮下 宗一郎

名称	所在地	廃止年月日
中川歯科医院	弘前市大字松森町一五六	令和五・九・三〇
町立大鰐病院	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原四〇の四	〃
ミカミ歯科	弘前市大字駅前一丁目一の五	〃
レディス・みかみクリニク	黒石市大字前町四九	〃

青森県告示第六百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
株式会社 佐藤器機		株式会社 佐藤器機		株式会社 佐藤器機		名称	居宅介護事業者
弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
通所介護		訪問介護		訪問介護		名称	居宅介護事業所
あけぼの デイサービス センター		ヘルパー ステーション なた		I W A K I ハッピー		所在地	変更 年月日
五所川原市 大字長橋の 一橋元七五		五所川原市 大字一五 九の一		弘前市大字 五早稲 田五〇八の 四五		令和 五・七・一	
〃		〃		〃			

青森県告示第六百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 佐藤器機		株式会社 佐藤器機	
弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一
福祉用具 貸与		認知症対 応型共同 生活介護	
W A K I I ハッピー		グループ ホームあ けぼの	
弘前市大字 賀田大浦 三〇の二		五所川原市 大字実字 開野一七七 の二〇	
〃		〃	

変更後	変更前	区分	
株式会社 佐藤器機		名称	介護予防事業者
弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種 類
福祉用具 貸与		名称	介護予防事業所
W A K I I ハッピー		所在地	変更 年月日
弘前市大字 賀田大浦 三〇の二			令和 五・七・一

青森県告示第六百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
						名称	主たる事務所の所在地
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	介護予防・日常生活支援事業所	介護予防・日常生活支援事業所
弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	弘前市大字 安原三丁目八の一	弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	弘前市大字 安原三丁目八の一	弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	弘前市大字 安原三丁目八の一	訪問型サービス	訪問型サービス
あけぼのデイサービスセンター	ヘルパーシヨンひなた	あけぼのデイサービスセンター	ヘルパーシヨンひなた	あけぼのデイサービスセンター	ヘルパーシヨンひなた	訪問型サービス	訪問型サービス
五所川原市 大字長橋字一橋元七五の	五所川原市 大字長橋字九の一五	五所川原市 大字長橋字一橋元七五の	五所川原市 大字長橋字九の一五	五所川原市 大字長橋字一橋元七五の	五所川原市 大字長橋字九の一五	訪問型サービス	訪問型サービス
〃	〃	〃	〃	〃	〃	令和五年七月一	年月日

青森県告示第六百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	主たる事務所の所在地
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	住宅介護支援事業所	住宅介護支援事業所
弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	弘前市大字 安原三丁目八の一	弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	弘前市大字 安原三丁目八の一	訪問型サービス	訪問型サービス
あけぼの居宅介護支援センター	ヘルパーシヨンひなた	あけぼの居宅介護支援センター	ヘルパーシヨンひなた	訪問型サービス	訪問型サービス
五所川原市 大字長橋字一橋元七五の	五所川原市 大字長橋字九の一五	五所川原市 大字長橋字一橋元七五の	五所川原市 大字長橋字九の一五	訪問型サービス	訪問型サービス
〃	〃	〃	〃	令和五年七月一	年月日

青森県告示第七百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	
		名 称	居宅介護支援事業者
株式会社佐藤機器		主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
弘前市大字松原西三丁目七の二〇		名 称	所在地
ライフアイワイ A K I		所在地	
弘前市大字賀田字大浦三〇の二〇		名 称	変更年月日
弘前市大字松原西三丁目七の二〇		所在地	令和五・九・七

青森県告示第七百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

三上弘之	名 称	居宅介護事業者	
		主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の種類
弘前市大字駅前一丁目一の五	居宅療養管理指導	名 称	居宅介護事業所
ミカミ歯科	弘前市大字駅前一丁目一の五	所在地	廃止年月日
令和五・九・三〇			

青森県告示第七百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

三上弘之	名 称	介護予防事業者	
		主たる事務所の所在地	介護予防事業者の種類
弘前市大字駅前一丁目一の五	介護予防居宅療養管理指導	名 称	介護予防事業所
ミカミ歯科	弘前市大字駅前一丁目一の五	所在地	廃止年月日
令和五・九・三〇			

青森県告示第七百一十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

変更後	変更前	区分	
		名 称	所在地
おき薬局	有限会社おき薬局	むつ市柳町一丁目二の二四	変更年月日
			令和五・〇・一

青森県告示第七百一十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	名称	居宅介護事業者
弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	居宅介護事業所
あけぼの デイサービス センター	ヘルパー システム センター ひなた	あけぼの デイサービス センター	ヘルパー システム センター ひなた	あけぼの デイサービス センター	ヘルパー システム センター ひなた	所在地	変更 年月日
弘前市大字 橋元七五の 一	五所川原市 大字長橋五 の九の一	弘前市大字 橋元七五の 一	五所川原市 大字長橋五 の九の一	弘前市大字 橋元七五の 一	五所川原市 大字長橋五 の九の一	令和 五・七・一	
〃	〃	〃	〃	〃	〃		

青森県告示第七百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機
弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一
福祉用具 貸与	福祉用具 貸与	認知症対 応型共同 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護
ハッピー WALKER	ハッピー WALKER	グループ ホームあ けぼの	グループ ホームあ けぼの
弘前市大字 賀田字大浦 三〇の二	弘前市大字 賀田字大浦 三〇の二	五所川原市 大字稲実字 開野一七七 の二〇	五所川原市 大字稲実字 開野一七七 の二〇
〃	〃	〃	〃

区分		名称		所在地		変更年月日	
名称	介護予防事業者	名称	介護予防事業所	年月日	変更		
主たる事務 所の所在地	介護予防事業者	所在地	介護予防事業所				
事業の種類	介護予防						

青森県告示第七百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	名 称	介護予防・日常生活 支援事業業者
弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	主たる事務 所の所在地	介護予 防・日常 生活支 援の種 類
訪問型 サービス	訪問型 サービス	名 称	介護予 防・日常 生活支 援事業 所
I I W W A A K K	ハッピー I I W W A A K K	所 在 地	変 更 年 月 日
弘前市大字 五代早稲 田五〇八 の四五	弘前市大字 五代早稲 田五〇八 の四五		令和 五・七・一

変更後	変更前	区 分	
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	名 称	介護予 防・日常 生活支 援事業 所
弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	主たる事務 所の所在地	介護予 防・日常 生活支 援の種 類
福祉用具 貸与	福祉用具 貸与	名 称	変 更 年 月 日
W W A A K K I I	ハッピー I I W W A A K K I I	所 在 地	令和 五・七・一
弘前市大字 賀田大浦 三〇の二	弘前市大字 賀田大浦 三〇の二		

青森県告示第七百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分	
名 称	居宅介護支援事業者
主たる事務 所の所在地	居宅介護支援事業所
名 称	居宅介護支援事業所
所 在 地	居宅介護支援事業所
変 更 年 月 日	

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機
弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一	弘前市大字 松原西三丁目 七の二〇	弘前市大字 安原三丁目 八の一
通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス
あけぼの デイサー ビスセン ター	ヘルパー ステーション ひなた	あけぼの デイサー ビスセン ター	ヘルパー ステーション ひなた
五所川原市 大字長橋 五の七	五所川原市 大字一五 九の九	五所川原市 大字長橋 五の七	五所川原市 大字一五 九の九
〃	〃	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社佐藤機器	株式会社佐藤機器	株式会社佐藤機器	株式会社佐藤機器
弘前市大字松原西三丁目七の二〇	弘前市大字安原三丁目八の一	弘前市大字松原西三丁目七の二〇	弘前市大字安原三丁目八の一
あけぼの居宅介護支援センター	ライフアイW A K I	あけぼの居宅介護支援センター	ライフアイW A K I
五所川原市大字長橋字橋元七五の一	弘前市大字賀田字大浦三〇の二	五所川原市大字長橋字橋元七五の一	弘前市大字賀田字大浦三〇の二
〃	〃	〃	令和五・七・一

青森県告示第七百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称 所在地	

変更後	変更前
株式会社佐藤機器	株式会社佐藤機器
弘前市大字松原西三丁目七の二〇	弘前市大字松原西三丁目七の二〇
ライフアイW A K I	ライフアイW A K I
弘前市大字松原西三丁目七の二〇	弘前市大字賀田字大浦三〇の二
〃	令和五・九・七

青森県告示第七百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居宅介護事業者	居宅介護事業所の種類	居宅介護事業所	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称 所在地	
三上弘之	弘前市大字駅前一丁目一の五	居宅療養管理指導 ミカミ歯科	令和五・九・三〇

青森県告示第七百十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活

保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十二月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

三上弘之	名 称	介 護 予 防 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	弘前市大字駅 前一丁目一の五	
ミカミ齒科	名 称	介 護 予 防 事 業 所	
	所在地	弘前市大字駅 前一丁目一の五	
令和五・九・三〇	廃止年月日	令 和 五 年 九 月 三 十 日	

青森県告示第七百一十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、令和二年六月二十五日免許した公有水面の埋立について、同法第二十二條第一項の規定により、令和五年十一月二十七日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで八戸市庁に備え置いて閲覧に供される。

令和五年十二月四日

八戸港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 宮下宗一郎

二 埋立区域

1 位置

八戸市豊洲五の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 電子基準点八戸基点（北緯四〇度三〇分五五秒、東経一四一度三〇分四〇秒）から二九度〇〇分四三秒 二、一三三・九四メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三一五度〇〇分二六秒 七・二六五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から四四度二三分〇五秒 八五・八一七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三六度四三分二六秒 〇・四一八メートルの地点

3 面積

三二九・六二平方メートル

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十二月四日

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 物品等の名称及び数量

共通基盤連携用データベースサーバ賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

- 四 落札者を決定した日
令和五年十一月十五日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 落札金額
五百十八万六千五百円
- 七 落札者を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者
で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を
落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和五年十月二日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭